

令和 6 年 7 月 31 日

## 芝山町地域ケア会議の内容について

(令和 6 年度芝山町地域ケア推進会議)

高齢になっても住み慣れた地域で尊厳のあるその人らしい生活が継続できるよう、高齢者個人に対する支援とそれを支える地域づくりを同時に図ることを目的として、芝山町では地域ケア個別会議を年 2 回開催しています。

地域ケア個別会議で把握された地域の課題に対し、今あるサービス等の形を変えたり、新たにサービス形成に繋げていくのが地域ケア推進会議です。

※令和 5 年度より、生活支援等サービス協議体の中で実施。

|                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 5 年度第 1 回地域ケア個別会議                                                                                                                                                             |
| [共通する課題]<br>本人・家族・支援者の中で、本人の能力、必要なサービスの認識が異なる状況がある。<br>本人が『自分のことを自分で行いたい』と意欲がある。                                                                                                 |
| 令和 5 年度第 2 回地域ケア個別会議                                                                                                                                                             |
| [共通する課題]<br>同居家族への依存があり家族が介護負担を感じている。<br>こだわりや本人の意思があり、しっかりしているからこそサービスに繋がりにくい。                                                                                                  |
| 令和 6 年度第 1 回地域ケア個別会議                                                                                                                                                             |
| [共通する課題]<br>病識のなさやプライドによりサービスを受け入れず転倒のリスクが増えている。<br>子がキーパーソンを担えず、孫が間を取り持つ状況。ヤングケアラーではないが、仕事も家庭もあり負担が大きい状況がある。同居家族の力を借りることができれば、問題なく現状の介護度でサービスは足りるが、独居や家族との関係不和でサービス量が足りない状況がある。 |

### 【芝山町の地域課題】

○病識のなさやプライド等により、必要だと思われるサービスに繋がらないという課題が共通してみられます。「自分でやらなくては」という想いが生まれ、福祉専門職から見て必要だと思われるサービスを拒否することに繋がっています。「自分でやる」という想いは大事ですが、結果転倒を繰り返すなど、介護状態を悪化させる要因にもなっています。

引続き、地域ケア個別会議の中で、多職種で検討しながら「この方にはどんなアプローチが必要か」「他にどのような支援方法があるのか」を検討していく必要があります。

○昨年度の地域ケア推進会議では同居家族の介護力の問題があると議題にあげましたが、令和 6 年第 1 回の会議では、子がキーパーソンになり得ず、孫が間を取り持つケースが 2 件

取り上げられました。「日常生活上の世話を過度に行っている」ほどではない為、ヤングケアラーとまでは言わないものの、20～30 代の孫では仕事も家庭もあり負担は大きくなっています。※ヤングケアラーはこども期（18 歳未満）に加え、進学や就職の選択など自立に向けた重要な移行期を含む若者気を切れ目なく支えるという観点からおおむね 30 歳未満を中心とするとあります。

厚生労働省が令和 6 年 6 月 12 日に作成した介護保険最新情報『ヤングケアラーを把握した場合の対応等について』ではヤングケアラーの負担軽減につながる支援内容の例として、介護保険サービス（在宅サービス（ヘルパー、ショートステイ利用等）、施設入所等）の活用と記載があります。ただし、本人の介護度により施設入所ができない、サービス量が足りないということも起こっています。

生活支援等サービス協議体のわんこ in サービスは、基本的には一人暮らしもしくは高齢者のみの世帯を対象にしています。生活支援コーディネーターが相談を受け、状況に応じ同居家族が居た場合も引き受けてくださっている状況があります。引続き対応を依頼していきます。

また、そもそも子どもがキーパーソンとなり得ないことの背景に、老々介護、今までの家族関係や家族の介護力の問題もあります。※前年度の地域ケア推進会議でも家族の介護力について取り上げました。

前年度「楽ワザ介護」の講習会を実施しましたが、現に介護をしている方の参加は少数という状況がありました。

今までの家族関係については修復が出来なくとも、老々介護を手助けするような生活支援サービス（わんこ in サービスを活用してゴミ出し支援など）、家族の介護力を引き上げる方法（サービス事業所による施設利用者の家族への家族介護講座など）についても検討していく必要があると話しました。